

平成15年12月12日

会員各位

日本病院薬剤師会

会長 全田 浩

リスクマネジメント特別委員会

委員長 土屋 文人

類似名称医薬品に関する留意事項について

医療事故事例、あるいはヒヤリハット事例において、医薬品の名称が類似していることが指摘されております。

本日（12月12日）付けで官報告示されました「ビ・シフロール錠」につきましては、10月16日の製造承認時の名称（シフロール錠）が、既薬価基準収載品である抗悪性腫瘍剤「ミフロール」との類似性を回避するために、薬価収載前に名称変更されたものです。これらの経緯に鑑み、会員施設におかれましては当該医薬品を新規採用する場合には、両者の混同による医療事故等の発生防止について特別に注意を払うよう努力して下さい。

尚、先般のオーダリングシステムにおける処方チェック緊急調査（結果速報はホームページに掲載）において、医薬品の選択方式が医薬品名の先頭1～2文字の入力で行われている施設が多数あったこと、またヒヤリハット報告で医薬品名称の中間一致検索によると思われる誤処方事例が見受けられたことから、オーダリングシステム等コンピュータを利用して処方せんの発行を行っている施設においては、本医薬品の医薬品マスターへの登録に際しては、医薬品検索用の略称を「ビ」, 「ビシ」, 「ビシフ」というように設定されるよう注意願います。

また、手書きの処方せんの施設においては、当該医薬品の先頭部分の「ビ・」が省略されて記載される可能性も否定できないことから、処方点検に際して「シフロール」との記載が見受けられた場合には、疑義照会等により名称の確認を行うとともに、必ず「ビ・シフロール」又は「ビシフロール」と記載するよう徹底を図って下さい。

更に、抗悪性腫瘍剤「ミフロール錠」については、従来から日本病院薬剤師会が医療安全のための調剤方法として強く要望を行っている「薬歴に従った調剤」を行うとともに、「初回投与時には医師に確認を行うこと（平成15年11月12日付け日病薬発）」を確実に実行することで、両者の混同による医療事故等発生の防止に充分努められるよう再度徹底を図って下さい。